

国海查第49号の2
令和7年5月19日

関係団体 各位

国土交通省 海事局長
宮 武 宜 史
(公印省略)

「定期的な検査が義務付けられていない海洋汚染防止設備等その他の設備に係る立入り検査について」(昭和60年3月30日付け海查第131号)の一部改正について

標記について、別紙新旧対照表のとおり一部改正し、本年10月1日から適用することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

以上

○ 「定期的な検査が義務付けられていない海洋汚染防止設備等その他の設備に係る立入り検査について」(昭和 60 年 3 月 30 日付け海查第 131 号)

一部改正

新旧対照表

(傍線の部分は部分改正箇所)

改正後	改正前
海查第 131 号	海查第 131 号
昭和 60 年 3 月 30 日	昭和 60 年 3 月 30 日
一部改正 海查第 556 号	一部改正 海查第 556 号
昭和 63 年 12 月 28 日	昭和 63 年 12 月 28 日
一部改正 海查第 90 号	一部改正 海查第 90 号
平成 6 年 3 月 4 日	平成 6 年 3 月 4 日
一部改正 国海查第 358 号	一部改正 国海查第 358 号
平成 15 年 11 月 11 日	平成 15 年 11 月 11 日
一部改正 国海查第 634 号	一部改正 国海查第 634 号
平成 17 年 3 月 31 日	平成 17 年 3 月 31 日
一部改正 国海查第 147 号	一部改正 国海查第 147 号
平成 17 年 7 月 8 日	平成 17 年 7 月 8 日
一部改正 国海查第 182 号	一部改正 国海查第 182 号
平成 22 年 6 月 28 日	平成 22 年 6 月 28 日
一部改正 国海查第 241 号	一部改正 国海查第 241 号
平成 29 年 9 月 6 日	平成 29 年 9 月 6 日
一部改正 国海查第 455 号	一部改正 国海查第 455 号
平成 30 年 1 月 10 日	平成 30 年 1 月 10 日
一部改正 国海查第 33 号	一部改正 国海查第 33 号
平成 30 年 5 月 8 日	平成 30 年 5 月 8 日

改正後	改正前
<p>一部改正 国海查第 319 号 令和 3 年 3 月 30 日</p> <p>一部改正 国海查第 359 号 令和 4 年 3 月 23 日</p> <p><u>一部改正 国海查第 49 号</u> <u>令和 7 年 5 月 19 日</u></p>	<p>一部改正 国海查第 319 号 令和 3 年 3 月 30 日</p> <p>一部改正 国海查第 359 号 令和 4 年 3 月 23 日</p>
<p>各 地 方 運 輸 局 長 神 戸 海 運 監 理 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 海上技術安全局長</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 神 戸 海 運 監 理 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 海上技術安全局長</p>
<p>定期的な検査が義務付けられていない海洋汚染防止設備等 その他の設備に係る立入り検査について</p>	<p>定期的な検査が義務付けられていない海洋汚染防止設備等 その他の設備に係る立入り検査について</p>
<p>[本文省略]</p>	<p>[本文省略]</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1 立入検査の対象設備等 立入検査の対象設備は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) (略) (7) 電子記録簿（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 11 条の 3 第 3 項（油記録簿）、第 12 条の 2 の 30 第 3 項（有害</p>	<p>1 立入検査の対象設備等 立入検査の対象設備は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) (略) (7) 電子記録簿（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 11 条の 3 第 3 項（油記録簿）、第 12 条の 2 の 30 第 3 項（有害</p>

改正後	改正前
<p>液体物質記録簿)、<u>第 12 条の 3 の 6 第 2 項 (船舶発生廃棄物記録簿)、第 12 条の 14 の 16 第 2 項 (水バラスト記録簿)、第 12 条の 17 の 5 の 2 第 2 項 (入域等の時における窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録) 若しくは第 12 条の 17 の 6 第 2 項 (燃料油の使用に係る記録) の電磁的記録又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (平成 16 年国土交通省令第 93 号) 附則第 24 条の 3 (オゾン層破壊物質記録簿) の電磁的記録</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 立入検査の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) オゾン層破壊物質を含む設備</p> <p>すべての船舶^{*1}は、平成 17 年 5 月 19 日以後にオゾン層破壊物質を含む設備を新たに搭載して航行することを禁止される^{*2}が、上記期日に現に船舶に設置されている当該設備については、引き続き使用することができる (平成 16 年法律第 36 号附則第 9 条)。</p> <p>*1：<u>自衛隊</u>の使用する船舶を除く。</p> <p>*2：(略)</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>液体物質記録簿)、<u>第 12 条の 3 の 6 第 2 項 (船舶発生廃棄物記録簿)、第 12 条の 17 の 5 の 2 第 2 項 (入域等の時における窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録) 若しくは第 12 条の 17 の 6 第 2 項 (燃料油の使用に係る記録) の電磁的記録又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (平成 16 年国土交通省令第 93 号) 附則第 24 条の 3 (オゾン層破壊物質記録簿) の電磁的記録</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 立入検査の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) オゾン層破壊物質を含む設備</p> <p>すべての船舶^{*1}は、平成 17 年 5 月 19 日以後にオゾン層破壊物質を含む設備を新たに搭載して航行することを禁止される^{*2}が、上記期日に現に船舶に設置されている当該設備については、引き続き使用することができる (平成 16 年法律第 36 号附則第 9 条)。</p> <p>*1：<u>陸上自衛隊又は海上自衛隊 (防衛大学校を含む。)</u>の使用する船舶を除く。</p> <p>*2：(略)</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>7～10 (略)</p>
<p>第 3 号様式</p> <p>〔表紙省略〕</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 48 条第 9 項の規定に基</p>	<p>第 3 号様式</p> <p>〔表紙省略〕</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 48 条第 9 項の規定に基</p>

改正後	改正前
づく海洋汚染防止設備等その他設備に係る立入検査執行の記録 〔表省略〕	づく海洋汚染防止設備等その他設備に係る立入検査執行の記録 〔表省略〕
立入設備の対象設備 (1)~(4) (略) (5) 電子記録簿（油、有害液体物質、 <u>船舶発生廃棄物記録簿</u> 、 <u>水バラスト記録簿</u> 、入域等の時における窒素酸化物の放出量に係る放出基準、燃料油の使用、オゾン層破壊物質記録簿）	立入設備の対象設備 (1)~(4) (略) (5) 電子記録簿（油、有害液体物質、 <u>船舶発生廃棄物記録簿</u> 、入域等の時における窒素酸化物の放出量に係る放出基準、燃料油の使用、オゾン層破壊物質記録簿）
電子記録簿	電子記録簿
製造者	製造者
ソフトウェア名称	ソフトウェア名称
適合する MEPC 決議	適合する MEPC 決議